

○群馬県産の生乳の安全性の確保に関する条例

平成十七年十二月二十七日条例第九十一号

(趣旨)

第一条 この条例は、豊富な栄養を有し広く県民に飲用されている牛乳の安全性の確保及び消費者への安定した供給に寄与するため、本県において生産される生乳の衛生上の品質の確保及び適正な管理に関し、県、生産者及び取扱事業者の責務を明らかにするとともに、生乳の検査の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「生乳」とは、搾取したままの乳牛の乳をいう。

2 この条例において「生産者」とは、出荷又は販売を目的として生乳を生産する者をいう。

3 この条例において「取扱事業者」とは、生乳を生産者から収集し、及び販売することを業とする者をいう。

(県の責務)

第三条 県は、科学的知見及び総合的な行政の視点に立脚して、生乳の衛生上の品質の確保及び適正な管理に資するための計画を策定し、当該計画に基づき生産者及び取扱事業者（以下「生産者等」という。）に必要な助言、指導等を行うものとする。

(生産者の責務)

第四条 生産者は、自己の飼養する乳牛の健康管理並びに生産する生乳の衛生上の品質の確保及び適正な管理に努めるものとする。

(取扱事業者の責務)

第五条 取扱事業者は、生乳の収集及び貯蔵のための施設等を適正に管理するとともに、県及び生産者と連携して生乳の衛生上の品質の確保に努めるものとする。

(生乳の検査)

第六条 生産者等は、生乳の検査を規則で定める基準及び実施方法（以下「基準等」という。）により適正に実施しなければならない。ただし、生乳のうち、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第六号に規定する乳処理業若しくは同条第八号に規定する乳製品製造業を行う生産者が処理若しくは製造に用いるもの又は知事が特別の事由により検査の必要がないと認めたものは、この限りでない。

(検査結果の報告)

第七条 生産者等は、前条の規定により検査を実施した場合は、その都度速やかに当該検査の結果

を知事に報告しなければならない。

(生産者等への指導等)

第八条 知事は、前条の検査の結果及び当該検査の実施方法が基準等に適合しているか否かを確認し、生乳の衛生上の品質を確保するため必要があると認めるときは、速やかに生産者等に必要な指導を行うものとする。

2 知事は、前項の指導を実施するために特に必要があると認めるときは、前条の検査の結果に関する再検査を実施することができる。

(勧告及び公表)

第九条 知事は、前条第二項の再検査を行った場合であって、生乳の衛生上の品質を確保するために特に必要があると認めるときは、同条第一項の規定による指導に代えて生産者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、生産者等が、第六条の規定による検査を実施しないとき、第七条の規定による報告をしないとき、又は前項の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その公表の理由を第六条の規定による検査を実施しない者、第七条の規定による報告をしない者又は第一項の規定による勧告を受けた者に通知し、これらの者が意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(群馬県牛乳検査条例の廃止)

2 群馬県牛乳検査条例（昭和二十五年群馬県条例第十九号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の群馬県牛乳検査条例第二条に規定する検査を受けている者の当該検査の手数料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する附則第二項の規定による廃止前の群馬県牛乳検査条例の罰則の適用については、なお従前の例による。